

議案第210号

上越市埋蔵文化財センター条例の一部改正について

上越市埋蔵文化財センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年12月3日提出

上越市長 村山秀幸

上越市埋蔵文化財センター条例の一部を改正する条例

上越市埋蔵文化財センター条例（平成14年上越市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表学習室の項中「880円」を「1,060円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の別表の規定は、令和2年4月1日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。